

厚生常任委員会

令和7年12月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子

坂口 徹

中川 議長

○奥村 容子

横田 敏文

溝部真紀子

宮崎 和彦

2. 理事者出席者

町 長

総務部長

住民生活部次長

同課長補佐

同課長補佐

同課長補佐

同課長補佐

中西 和夫

西巻 昭男

北 典子

明石 将樹

富井 千晶

大野 彰彦

土谷 純

副町長

住民生活部長

福祉課長

子育て支援課長

国保医療課長

環境対策課長

住民課長

加藤 惠三

中原 潤

大塚 美季

佐谷 容子

猪川 恭弘

東浦 寿也

峯川 敏明

3. 会議の書記

議会事務局長

福田 善行

同係長

吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 奥村委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、奥村委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願い申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第48号 斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支
援課長

おはようございます。

それでは、議案第48号 斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

子育て支
援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例文の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

児童福祉法第34条の16の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に準じて、本町における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

1. 主な制定内容です。

(1) といたしまして、事業者の一般原則として、事業者は、利用乳幼児の人権と人格を尊重して運営します。地域との連携や情報提供、自己評価と外部評価の実施・公表に努めます。必要な設備を安全配慮のもとに整え、暴力団関係者等の関与を排除します。

(2) といたしまして、安全計画の策定等として、事業者は、事業所ごとに安全計画を策定し、設備点検、日常生活・所外活動の安全指導、職員の研修・訓練等を実施します。計画については、職員・保護者に周知し、連携を図るとともに、定期的に見直し必要に応じて変更します。

(3) といたしまして、虐待等の禁止として、職員は、児童福祉法第33条の10第1項各号に該当する行為その他、利用乳幼児の心身に有害な行為を行ってはならないこととします。虐待の防止を徹底し、子どもの安全と権利を守ります。

(4) といたしまして、衛生管理等として、事業者は、設備・食器・飲用水の衛生管理に努め、必要な措置を講じます。感染症・食中毒の発生やまん延防止のため、職員への研修・訓練を定期的に行うよう努めるとともに、必要な医薬品等を備え、適正に管理します。

(5) 秘密保持等として、職員は、業務上知り得た利用乳幼児又は家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこととします。事業者は退職者も含め秘密保持が守られるよう必要な措置を講じ、個人情報保護と信頼性の確保に努めます。

(6) 事業の区分として、事業は「一般型乳児等通園支援事業」と「余裕活用型乳児等通園支援事業」に区分します。一般型は施設の利用定員とは関係なく乳幼児を受け入れる形態で、余裕活用型は保育所・認定こども園・家庭的保育事業所で、利用定員に空きがある範囲で乳幼児を受け入れる形態です。

(7) 設備基準として、一般型の事業所は、年齢区分に応じて乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室と便所を設け、所要面積と必要用具を備えます。余裕活

用型の事業所は、施設区分に応じて各制度の既存基準を適用します。保育所は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、認定こども園は各型の設備・運営基準、家庭的保育事業等は省令基準に従います。

(8) 職員の配置基準として、一般型の事業所には、町長等の研修を修了した従事者を配置します。配置基準は乳児3人に対して1人、1歳以上3歳未満6人に1人以上で、半数以上は保育士とします。余裕活用型の事業所は、施設区分に応じて各制度の既存基準を適用します。保育所は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、認定こども園は各型の設備・運営基準、家庭的保育事業等は省令基準に従います。

2. 施行期日は、公布の日から施行します。

以上、議案第48号 斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 溝部委員。

溝部委員 この事業なんですけども、町内の幼稚園とか保育所とかいろいろあると思うんですけども、全ての施設でこの事業を実施されるという形になるんですかね。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 事業はですね、この基準に基づいて、事業者の申請に基づきまして、認可申請に基づきまして行うものでございますので、今既存の、民間でしたら認定こども園と保育所、それから小規模保育所がございましてけれども、そちらの方の事業者さんのほうで、この事業を実施されたいという時には、ただいま上程しております条例の認可基準に従いまして、認可申請をいただきまして、それに基づき町が認可を行う形で事業が実施できるものでございます。

溝部委員 ということは、今申請を行っている事業者というのはあるんですか。

子育て支
援課長 ただ今上程させていただいております、この条例の公布をもちまして、制定、公布をもちまして、認可の基準が発布されるものでございまして、これに基づきまして募集要項を当町からホームページ等で公表いたしまして、それに基づき事業者さんがこの条件でということで、認可申請されるものでございますので、現在のところまだ申請等はございません。

溝部委員 ありがとうございます。この事業と一時預かりとかいうところの大きな違いとか、どういうところなのかちょっと教えていただきたいんですけれども。

子育て支
援課長 一時預かりにつきましては、親の事情によるものでございまして、例えばですね、親が病気でありますとか、そういった事情、また子育てで疲れているといった事情に基づきまして一時的に保育を必要とするというところで、一時預かりを実施しております。一方ですね、この乳児等通園支援事業、誰でも通園制度と言われるものでございますけれども、こちらにつきましては、子どもさんを主体としておりまして、特に事情がなくても一定の時間内であれば、子どもさんに保育施設等で体験をさせてあげる、集団生活を体験していただくという制度でございます。

委員長 ほかにございますか。 中川議長。

議 長 （８）の職員の配置基準ですねんけど、一般型の事業所には町長等の研修を修了した従事者を配置するとあるねんけど、町長がまず研修されるんかなというのと、町長等の等、あと町長以外に誰が研修されるんか教えていただけますか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 こちらにつきましては、他の家庭的医保育事業等の設備及び運営に関する基準についても同じなんですけども、町長等が実施する研修と申しますのは、都道府県知事が実施する研修も、それにかえることができるという規定がございます。今現在でも各市町村で独自でその研修を実施されているところはほとんどない状況でございます。県庁等で実施されるものというふうになっておりますけど、実際にはほとんどの事業所さんが保育士ですべて賄っておる状況でございますので、その研修を受けた方を採用されているという例は非常に少なくございます。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 ひとつ聞きたいんですけど、私の勘違いかもわからんけども、この（６）の事業の区分で、一般型は施設の利用定員とは関係なく乳幼児を受け入れる形態で書いてあるんですけど、（８）には乳児３人に１人、１歳以上３歳未満６人に１人、保育士さんがつくってなっているんです。関係なく受け入れって、職員さんが足りるのかなとふと考えたんですけど、これは職員さんとかつかない。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 今、職員の配置基準のお話と、恐らく（６）の事業の区分のお話していただいていたかと思います。まず、（６）事業の区分のことからお話させていただきますと、一般型乳児等通園支援事業というものにつきましては、こちらは今現在運営されている保育所の定員等とは関係なく、別に乳児等通園支援事業のために事業を実施する際の形でございます。一方ですね、余裕活用型乳児等通園支援事業というものにつきましては、こちらは今現在保育所または認定こども園として保育を受け入れておられる中で、面積や保育士基準に対して少し少なめに受け入れを行っている場合は、その余裕の分をですね、乳児等通園支援事業のほうで対応してもよいという制度でございます。そちらの方で制度が完全に違っております。その上でですね（８）の職員等の配置基準につきまして

は、どちらにつきましても、保育所等と同じように、乳児、0歳児については3人に1人、そして1歳以上3歳未満、これは1歳児と2歳児ですけれども、こちらにつきましても、6人に対しまして1人以上の職員が配置されるようにという基準でございます。

宮崎委員 余裕活用型というのはだいたいわかったんですけど、この一般型の施設のね、利用定員と関係なく乳児を受け入れるという形態で、これキャパがどうなるのかだけちょっと教えていただけますか。

子育て支援課長 一般型乳児等通園支援事業を事業者さんが実施されようとするときには、今現在保育園で定員を決めて実施されておりますけれども、それとは完全に別枠ですね、このこども誰でも通園のための事業定員を定めるということでございまして、もちろんそのためには面積も必要ですし、保育室の面積も必要ですし、保育士さんの確保も必要ですが、その余裕がある施設につきましては、一般型の乳児等通園支援事業認可申請をされて認可を受けて事業を実施できるということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第48号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第51号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支
援課長

それでは、議案第51号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支
援課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧ください。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

改正内容であります、(1)健康診断にかかる規定の見直しとして、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する健康診断を行わないことができる要件について、母子保健法に基づく健康診査を加えるものです。

(2)引用法令の改正に伴う文言の整理として、児童福祉法を引用する条項について整理を行います。

最後に、施行期日は公布の日から施行いたします。

以上、議案第51号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議 長 改正内容の（１）の最後ので、母子保険法に基づく健康診査であるねんけど、これはどんな健康診査なんやろ。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 保健センター等で行われております１歳６か月健診と３歳児健診となっております。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第５１号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第５２号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、議案第５２号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

子育て支
援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただき、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正は、国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公定価格の改定に伴い、保育所等保育料を国基準の保育料の80パーセントの額とするため、本条例において所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。階層区分第8階層において、3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額の80%とするものです。

施行期日であります。令和8年4月1日から施行いたします。

また、改正後の規定は、令和8年4月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例によることとします。

以上、議案第52号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第52号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第５３号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、議案第５３号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

子育て支援課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧ください。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

改正内容であります、児童福祉法等を引用する条項について整理を行います。

最後に、施行期日は公布の日から施行いたします。

以上、議案第５３号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第53号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第55号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第55号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

今回の補正予算は、人事異動に伴います人件費所要額及び保険財政安定化支援事業の確定に伴います国民健康保険事業費納付金、並びに保険給付が当初予算を上回る見込みに伴います給付費の補正で、歳入歳出それぞれ、1億6,379万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ、29億4,390万7千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきご説明申しあげます。

補正予算書の7ページをご覧ください。はじめに、歳入でございませぬ。

第3款 県支出金、第1項 保険給付費等交付金、第1目 保険給付費等交付金であります。保険給付に要する費用が当初予算額を上回る見込みであるこ

とから、1億6,460万円の増額をお願いするものであります。

次に、第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。人事異動に伴います人件費所要額で、121万8千円の増額、県に納付いたします令和7年度の財政安定化支援事業分納付金の確定に伴いまして、その繰入金として202万2千円の減額、合計で80万4千円の減額補正をお願いするものであります。

続いて、9ページをお願いいたします。歳出であります。

まず、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。歳入で申しあげました人件費所要額で、121万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第2款 保険給付費であります。保険給付に要する費用が当初予算額を上回る見込みでありますことから、第1項 療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費で1億1,600万円、第2目 一般被保険者療養費で60万円、続きまして、第2項 高額療養費、第1目 一般被保険者高額療養費で4,800万円の、それぞれ増額補正をお願いするものであります。

最後に、次に11ページをお願いいたします。第3款 国民健康保険事業費納付金、第1項 医療給付費分、第1目 一般被保険者医療給付費分で、歳入でご説明いたしました令和7年度財政安定化支援事業分納付金の確定に伴いまして、202万2千円の減額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療
課長

以上、議案第55号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議 長 人事異動に関わってちょっと補正もあるということやってんけど、もともとの予算通りの職員さんの人数でいってくれてはるんかな、人数的にはどうですやろ。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療 人数的には変わってない状況でございます。

課長

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第55号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第56号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長 おはようございます。

それでは、議案第56号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

今回の補正予算の主な内容は、本年の人事異動等による人件費の補正に伴う費用、介護給付費で介護サービス等諸費などの給付見込み額が当初見積りを上回ることに伴う費用の予算補正に関するものであり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,711万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ30億1,171万4千円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページから8ページをご覧ください。

はじめに、歳入予算でございます。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 介護給付費負担金で、介護給付費が当初見積りを上回ることから、3,312万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 国庫補助金、第3目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で、人事異動等に伴う人件費として、264万1千円の減額をお願いするものであります。

次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 介護給付費交付金で、国庫負担金と同様の理由により、5,017万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第5款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 介護給付費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、2,727万円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金、第1目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で、人事異動等に伴う人件費として、132万1千円の減額をお願いするものであります。

9ページから10ページにお移りください。

第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、第1目 介護給付費繰入金で、国庫負担金と同様の理由により、2,322万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2目 地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）で、人

事異動等に伴う人件費として、132万1千円の減額を、第5目 その他一般会計繰入金で、同じく人事異動等に伴う人件費として、184万5千円の減額をお願いするものであります。

次に、第2項 基金繰入金では、第1目 介護保険給付費準備基金繰入金で、介護給付費が当初見積りを上回ることから、5,045万3千円の増額をお願いするものであります。

11ページから12ページにお移りください。

続いて、歳出予算でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげました人事異動等に伴う人件費で、184万5千円の減額をお願いするものであります。

次に、第2款 介護給付費においては、こちらも歳入で申しあげました介護給付費が当初見積りを上回ることから 第1項 介護サービス等諸費、第1目 介護サービス等諸費で、1億6,592万3千円の増額を、第3項 その他諸費、第1目 審査支払手数料で、20万円の増額を、13ページから14ページにお移りいただきまして、第4項 高額サービス等費、第1目 高額サービス諸費で、1,239万4千円の増額を、第5項 高額医療合算サービス等費、第1目 高額医療合算サービス諸費で、321万4千円の増額を、第6項 特定入所者介護サービス等費、第1目 特定入所者介護サービス等費で409万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 地域支援事業費、第3項 包括的支援事業・任意事業費、第1目 包括的支援事業費で、歳入で申しあげました人事異動等に伴う人件費で、686万1千円の減額をお願いするものであります。

それでは、恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長

以上で、議案第56号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願

い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議長 給料で減額になってますねんけど、職員さんが当初の予算よりは少なくなつたということですか。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 そうですね、1名退職があったのと、人事異動で給料の差があったことに伴う減額という形になります。

議長 途中で退職されたということかな、それと、今の体制で事業として十分やっ
ていけるのか。

委員長 加藤副町長。

副町長 1名の減というのは、昨年度末、3月に心理ケアマネジャーが1名退職して
おります。それに伴って今年度、新年度に10月1日採用で募集かけましたけ
ども、採用者いてませんでしたので、改めて4月1日、今度の4月1日採用で
試験をさせていただいて、1名の確保をさせていただいております。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第56号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 議案第57号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

議案第57号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

今回の補正予算は、保険基盤安定負担金の額の確定に伴います補正で、歳入歳出それぞれ、85万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ、6億7,106万1千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきご説明申しあげます。

補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに歳入でございませう。

第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。保険基盤安定負担金の額の確定に伴います一般会計からの繰入金として、85万4千円の増額をお願いするものでございませう。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金でございませう。歳入で申しあげました、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、85万4千円の増額をお願いするものでございませう。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

国保医療
課長 以上で、議案第57号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)についての説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りま
して、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第57号については、当委員会として、
満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事
者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてでございます
が、前回の本委員会以降、ご報告させていただく事項はございません。

以上、継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関す
ることにつきましての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します

継続審査については、報告を受け、審査すべき事項等はないことを確認して終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について、理事者の報告を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたします。

補正予算書の9ページから10ページをお願いいたします。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて5,665万円の増額をお願いしております。

次に、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、私立保育所等に対する延長保育実施事業の補助について、配置基準改善加算が追加されたことや、子どもと親のフリースペースくるむの利用者数増加に伴い、開室時間を増加したことにより、あわせて49万4千円の増額をお願いしております。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金、第2目 民生費県負担金では、第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、あわせて2,832万5千円の増額、第4節 保険基盤安定負担金で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、64万1千円の増額をお願いしております。

11ページから12ページをお願いいたします。

第2項 県補助金、第2目 民生費県補助金では、第2節 児童福祉費補助金で、国庫補助金と同様の理由による子ども・子育て支援交付金の増額その他、ひとり親家庭等医療費や子ども医療費の助成、また、私立保育所等に対する障

害児保育事業の補助がそれぞれ当初見積りを上回ることにより、あわせて1,006万円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が当初見積りを上回ることから、97万8千円の増額をお願いしております。

以上が、歳入の補正内容であります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

主な歳出の内容につきまして、ご説明いたします。

15ページから16ページをお願いいたします。

はじめに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて80万4千円の減額をお願いしております。

17ページから18ページをお願いいたします。

第2目 国民年金事務取扱費で、人件費の補正、第3目 老人福祉費で、高齢者優待券及び高齢者外出支援タクシー券の交付を受ける方の利便性の向上を図るため、交付方法について、窓口交付から郵送による交付に変更することから、あわせて72万6千円の増額、第5目 医療対策費で、歳入で申しあげました子ども医療費の助成などが当初見積りを上回ることから、あわせて856万円の増額、第7目 障害福祉費で、歳入で申しあげました障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて1億1,330万円の増額、第9目 介護保険事業繰出費で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、介護給付費が当初見積りを上回ることに伴う繰出として、あわせて2,006万2千円の増額、第10目 総合保健福祉会館管理運営費では、電気料金の高騰等により、100万円の増額、第11目 後期高齢者医療費で、歳入で申しあげました、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴う繰出として、85万4千円の増額をお願いしております。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、19ページから20ページの上部にかけて、人件費の補正と、歳入で申しあげました私立保

育所等に対する延長保育実施事業の補助について、配置基準改善加算が追加されたことや、障害児保育事業の補助が当初見積りを上回ることから、私立保育所運営費補助金607万5千円の増額、第2目 保育園費で、人件費の補正をお願いしております。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、21ページから22ページの上部にかけて、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2項 清掃費では、それぞれの「目」において人件費の補正と、第2目 塵芥処理費で、ごみ収集車等において、架装設備不良などの当初想定していなかった大きな故障が生じたことから修繕料270万円の増額、令和8年度から生駒市で可燃ごみ処理を行うにあたり、既存排出コンベアの高さ調整等のための工事費や、可燃ごみ運搬業務の委託業者による運搬車両の調達等のための委託料として、あわせて1,987万1千円の増額をお願いしております。

以上で、議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）国民健康保険税の適正な税率等について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、国民健康保険税の適正な税率等について、ご報告申しあげます。
去る令和7年11月28日に開催されました市町村連携会議におきまして、令和8年度の国保事業費納付金の仮算定結果が示されたところでございますが、現時点では、国から示された仮係数を基に算定されている状況で、今後示

される予定の診療報酬改定などがこの中には加味されておりましたので、令和8年度の税率については、現状では未確定な状況ということになっております。ただし、来年度から新たに創設されました子ども子育て支援金分については、新たに税率が設定されてまいりますので、その改正が必要な状況と、現状ではなっております。

こうした情報を元に、令和8年度の国民健康保険の税率等につきまして、来たる12月24日に国民健康保険運営協議会を開催させていただき、諮問させていただきたいと考えております。

また、来年1月中旬には国民健康保険事業費納付金の本算定額が示される予定となっておりますので、その時点であらためて、本運営協議会を開催させていただきたいと考えております。

以上、国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

子育て支援課から1点ご報告させていただきます。

国におきまして、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することが閣議決定されました。

現在、国により調整が進められているところでございまして、制度の詳細が確定しましたら、できる限り早く支給を行うため、補正予算の専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろし

くお願いいたします。

委員長

この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、3. 各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前9時58分 閉会)